第六十二号 議 案

東京における住宅 0) 賃 貸借 13 係る紛争の防 止 K 関 する条例 0) 部 を改正する条例

右 の議案を提出 する。

令和四年二月十六日

都

子

提 出 者 東 京 知事 小 池 百 合

京 13 お け る住宅 の賃貸借に係る紛 争の 防 止に関する条例 0) 部 を改正 する条例

東 京に お け うる住 宅 0) 賃 貸 借に係る紛争の 防 止 K 関 する条例 平 成十六年東京都 条例第九 + 五. 号) 0) 部を次 0) ように改正 す

る。

第二条に 次の一 項を加える。

2 0 用する方法その るところにより、 場合において、 宅地 建 物取引 業者 他 住宅、 当 0 該 情 は、 宅 報 を 地建 通信 前項 借りようとする者の の規定による書 物 の技術を利用する方法をいう。 取引業者は、 当該書面を交付したものとみなす。 承 面 諾を得て、 (前項各号に掲げる事 当該書面 であって規則で定めるものにより提供することができる。 13 記 項に係るものに限る。 載 す ベ き事 項を 電 磁 的 方 の交付に代えて、 法 (電子 情 報 処 規 理 則 組 パで定め 織 を 使

五条第一号中 「第二条」 を 「第二条第一 項 に改める。

第

附 則

施 行期

日

1 この 条例 は、 東京都 規 則 で 定 8 る日 「から施」 行 する。

経 過措 置

2 この条例 0 施 行 0) \exists 前 0) 書 面 0 交付に係る指 導 及び 勧 告に 0 1 ては、 なお 従 前 0) 例 に

による。

第 六 + 二号議 案 東京における住宅の賃貸借に係る紛争の 防 止に関する条例 0 部を改正する条例

る。	(昭和二十七年法律第百七十六号)の改正を踏まえ、書面の交付に代わる電磁的方法による提供に係る規定を設ける必要があ	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)の施行による宅地建物取引業法	(提案理由)